

いじめ防止基本方針

北斗市立久根別小学校
平成30年2月 策定
令和5年4月 改訂
令和6年4月 改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、すべての児童等を対象に、保護者や地域及び関係機関と連携し、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、学級担任等からなるいじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」を校内に設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 日常的な児童の情報交換および共通理解

風通しの良い職場環境で児童の様子を日常的に交流したり、職員会議等において全職員で配慮を要する児童について現状や指導について情報交換をしたりして共通理解を図る。

3 いじめ見逃し0、未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 各種検査等を実施するなどして児童の実態を把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感が持てる授業実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 「道徳の授業」を通して児童の自己肯定感を高める。
- すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 北斗市SSWや関係機関との連携を強化し、教育相談の充実に努める。
- SOSの出し方に関する教育の推進に努める。
- 児童への教育相談機関の周知に努める。
 - ・北海道教育委員会「子ども相談支援センター」
 - ・文部科学省「子どものSOSの相談窓口」
 - ・1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」

(4) 幼保中との連携

- 保育園、幼稚園、中学校との情報交換を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者・地域住民・関係機関との連携

- 保護者、地域住民との信頼関係を築き円滑な連携を図り、保護者からの相談には家庭訪問や面談を行い、誠実な対応に努める。

(2) 年に2度、「いじめアンケート」を実施して早期発見に努める。

(3) 休み時間の様子を観察したり、課外活動や少年団活動の担当者との連携を図ったりする。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に相談し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。

- (3) いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、学習環境等を整備する。
- (5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

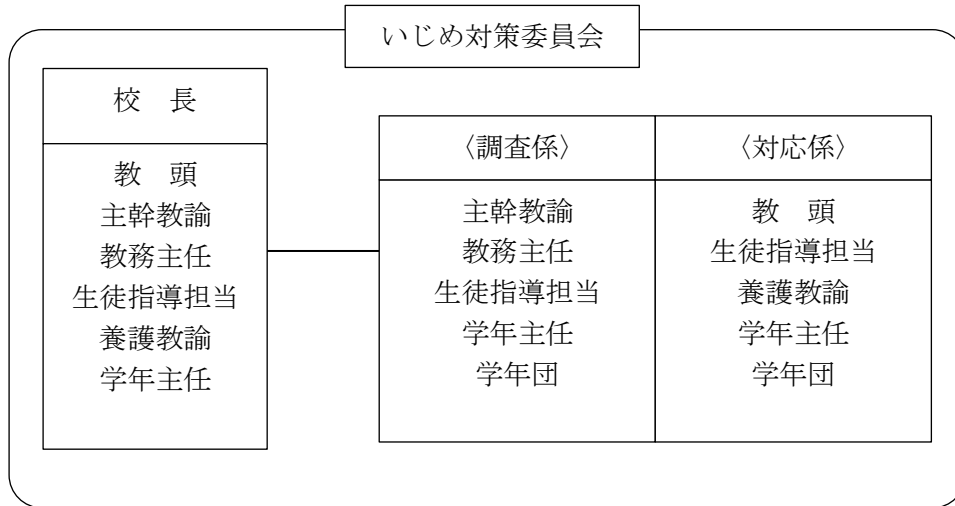
(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を市北斗市教育委員会に速やかに報告する。
- 北斗市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を迅速かつ適正に実施し、関係機関との連携を図る。
- 上記調査結果については、教育委員会の指導・助言及び支援のもといじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ対策年間指導計画

| | 児童の活動等 | 教職員・保護者・関係機関 |
|------|--|---|
| 4 | ○学級開き（学級ルールづくり） ○学年集会 ○学級活動・学校行事等を通じた人間関係づくり（通年） | ◇いじめ対策委員会（「いじめ防止基本方針」の検討と年間指導計画の確認） ○いじめ対策に関する共通理解 ○保護者向け文書配布（学校便り等） ○関係機関との情報交換（北斗市子育て支援課・北斗市教育委員会教育支援課・児童相談所、警察） ○日常の教育相談（適宜） |
| 5 | ○道徳授業 | ○個人懇談や家庭確認での家庭環境、人間関係の把握 |
| 6 | ○いじめアンケートの実施と実態把握 | ○いじめアンケートの結果報告 |
| 7 | ○人権の花植栽(児童会活動) ○人権教室 | ○学校生活実態調査の実施 |
| 8 | ○教育相談 | ○生徒指導交流会 ○教育相談 |
| 9 | | ◇いじめ対策委員会（情報共有） |
| 10 | | |
| 11 | ○いじめ防止標語コンテスト ○いじめアンケートの実施と実態把握 | ○標語募集 ○いじめアンケートの結果報告 |
| 12・1 | ○教育相談 | ○定期相談（個人面談） ○保護者アンケートの実施 ○学校評価の実施 ○教育相談 |
| 2 | | ◇いじめ対策委員会（まとめと課題） |
| 3 | | ○いじめ防止基本方針の見直し |

8 いじめ対策委員会の組織図



9 いじめ対応マニュアル

